

(別表第1) 第2条第十五号関係

		補助対象工事		
工事種別	工事内容	工事基準の詳細		
省エネルギー改修	居室（建築基準法第2条第4号で規定される「居室」をいう）における窓の断熱改修工事（1以上の居室における外気に接する窓全てを改修するもの）	内窓設置	外部に面した既存の建具の内側に内窓を設置し、改修後の窓をガラス単板入り建具の2重構造とするもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。	
		外窓交換	外部に面した既存の建具を建具枠と共に交換、又は外部に面する建具を新設するもので、以下の仕様のいずれかとするもの、又はこれと同等以上の性能を有すること。 ①改修後の窓ガラスを、下記「ガラス交換」に規定するガラスとしたもの ②当該外窓の熱貫流率が4.65W/m ² ・K以下であること。	
		ガラス交換	改修後の窓ガラスを、以下の仕様のいずれかとするもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 ①別表第1-1に定めるもの ②ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.0W/m ² ・K以下のガラスを使用すること。	
	B	外壁・屋根・天井又は床の断熱改修工事（部分的な断熱改修工事を含む）	断熱材施工	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表第1-2に掲げる最低使用量以上の断熱材を使用すること。ただし、施工箇所については、外気と接する部分とするよう努めること。
	C	エコ住宅設備（太陽光熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓）のうち、3種類以上を設置する工事	太陽光熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること）が確認できるもの
			節水型トイレ	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ型大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、もしくはJIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ型大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有するもの
			高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するもの。
			高効率給湯器	以下の①②のいずれか一つ以上を設置すること。 ①潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）：JIS S 2109:2011 家庭用ガス温水機器に規定する給湯部熱効率が94%以上 ②潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）：JIS S 3031 石油燃焼機器の試験方法通則に規定する連続給湯効率が94%以上 以下のa)～c)のいずれか一つ以上を設置すること。 a)及びb)についてはタンク容量が150リットル以上のものを対象 a)電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）：JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地使用は2.7以上） b)ガスエンジン給湯器（エコウィル）：JIS B8122に基づく発電及び配電利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上 c)ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）：熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期）のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上
			節湯水栓	以下のA～Cのいずれか一つ以上を設置すること。 A台所水栓において「手元止水機能（節湯A1※）」又は「水優先吐水機能（節湯C1※）」を有すること。 B洗面水栓において「水優先吐水機能（C1※）」を有すること。 C浴室シャワー水栓において、「手元止水機能（節湯A1※）」又は「小流量吐水機能B1※」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換は除く。
	バリアフリー改修	D	段差解消工事（便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差（レベル差が5mmを超えるもの）を解消する工事）	段差解消
E		廊下幅等の拡張工事（介助用の車いすで用意に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事）	廊下幅等の拡張	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、概ね750mm以上（浴室の出入口にあつては概ね600mm以上）であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取替えは除く。
F		階段の改良工事（既存の階段の撤去を伴うもので、勾配を緩和する工事に限る）	階段の改良工事	従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事
G		トイレの改良工事（和式便器を撤去し、洋式便器を設置する工事（ただし手すりが設置されているものに限る、既存の撤去を含む））	トイレの改良工事	和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取り換える工事（取り外し可能な腰掛便座への取替えは除く） 一体工事として便器を取り換える工事に伴って床材の変更等の工事 手すりは、下地補強等により壁に固定されていること。
その他改修	H	・内外装（壁、床、天井、屋根等）及び基礎部分の改修工事 ・建具（扉・窓等）の改修工事 ・上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事 ・台所の改修工事（既存の撤去を含む） ・トイレの改修工事（既存の撤去を含む） ・浴室の改修工事（既存の撤去を含む） ・洗面室の改修工事（既存の撤去を含む）	補助対象外工事 ・増築、減築に係る工事、外構工事（ライフラインに係る引込工事を除く）、物置等 ・シロアリ駆除、ハウスクリーニングに係る費用 ・家財、電化製品等の撤去費 ・住宅に組み込まれない設備・機器等の設置・交換（例：エアコン、食器洗浄機等） ・家電、家具、カーテン・ブラインド類、照明器具 ・電話、インターネット配線工事 ・太陽光発電設備や蓄電池の設置工事、家具固定のための器具及び工事 ・給排水・ガス設備に接続されていない台所流し、浴槽、シャワー設備、洗面設備、ガスコロ等 ・専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事（外壁・屋根等の装飾、補修や改修、性能向上が目的ではない個人の趣味・嗜好による塗替え等） ・ジャグジー、ミストサウナ、浴室テレビ、浴室オーディオ等（ユニットバスの場合は、価格相当分を除く） ・他の補助金等の対象となる工事 ・その他本事業の趣旨に合わない判断される工事	

(別表第1-1) 窓の仕様例

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様	
		ガスの封入	中空層の厚さ
木製建具又は樹脂製建具	2枚以上のガラス表面にLow-E膜を使用したLow-E三層複層ガラス	されている	7mm以上
	Low-E三層複層ガラス	されている	6mm以上
		されていない	9mm以上
	Low-E複層ガラス	されている	4mm以上
		されていない	5mm以上
遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6mm以上	
木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	Low-E複層ガラス	されている	4mm以上
		されていない	6mm以上
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6mm以上
金属製熱遮断構造建具	Low-E複層ガラス	されている	4mm以上
		されていない	6mm以上
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6mm以上
金属製建具	Low-E複層ガラス	されている	4mm以上
		されていない	5mm以上
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	4mm以上
	単板ガラス2枚を組み合わせたもの※2	—	6mm以上
※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。 ※2 「単板ガラス2枚を組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。			

(別表第1-2) 断熱材の最低使用量

戸建住宅

(単位：m³)

断熱材の種類※1	断熱材の最低使用量		
	外壁※2	屋根・天井	床※3
A-1	3.3	3.2	1.8
A-2	3.2	3.1	1.7
B	2.9	2.8	1.5
C	2.6	2.4	1.4
D	2.2	2.1	1.1
E	1.9	1.8	1.0
F	1.4	1.4	0.8

長屋建住宅

(単位：m³)

断熱材の種類※1	断熱材の最低使用量		
	外壁	屋根・天井	床
A-1	1.0	2.1	1.5
A-2	1.0	2.0	1.5
B	0.9	1.8	1.3
C	0.8	1.6	1.2
D	0.6	1.5	0.9
E	0.6	1.3	0.8
F	0.4	1.0	0.6

※1 断熱材の種類を複数用いる場合、各種類の基準に占める割合の合計が10割以上となるようにすること。

(例) 長屋建住宅の外壁を断熱化する場合、A-1を基準の5割(0.5m³)、Fを基準の5割(0.2m³)とすることも可。

※2 間仕切り壁を含む。

※3 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

断熱材の種類

断熱材の種類 ※1	熱伝導率 (W/m ² ・K)	断熱材の種類例※3
A-1	0.052～0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール断熱材（天井）LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井）LFRW255, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材（ボド）DIB, DIBP
A-2	0.050～0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品）GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材（高性能品）GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材（天井）LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井）LFRW2547
B	0.045～0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品）GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材（高性能品）GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材（LA、LB、LC）RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用）LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（4号）EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材（1種1号、2号）PE1.1, PE1.2
C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品）GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材（高性能品）GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35, GWHG32-35 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット）IM ・吹込み用グラスウール断熱材（屋根・床・壁用）LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用）LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材（屋根・床・壁用）LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（2号、3号）EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（1種）XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材（2種）PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材（2種1号、3種1号）PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保温板（3種1号）PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種3）NF3
D	0.034～0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品）GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材（高性能品）GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（1号）EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（2種）XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材（3種）PE3 ・フェノールフォーム断熱材（2種2号）PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材（1種）PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1、2）NF1, NF2
E	0.028～0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種）XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材（2種3号）PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材（1種、2種、3種）PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1H、2H）NF1H, NF2H
F	0.022以下	<ul style="list-style-type: none"> ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種）XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材（1種1号、2号、3号）PF1.1A, PF1.2B, PF1.3C ・フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材（2種）PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A 5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b※2)、KT-N(1種b※2)については、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b※2)、KT-N(3種b※2)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について標記が無い場合は、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

※3 表中の記号は、JISの製品番号を示す。

(別表第2) 第2条第十七号イ関係

補助対象工事
(1) 基礎の補強又は新設工事 (2) 耐力を有する壁又は架構の補強又は新設工事 (3) 水平構面の耐力を向上させる工事 (4) 構造耐力上主要な部分の緊結工事 (5) 柱又は梁の強度を向上させる工事 (6) 構造耐力上主要な部分等の腐朽・劣化部分の取替工事又は補修 (7) 屋根の軽量化工事 (8) 第2条第十三号イ(1)(五)およびロ(1)(三)に規定する設計に基づく工事 (9) 平成12年建設省告示第2009号第1第2号に規定する免震層を設置する工事 (10) 上記工事を実施するために最低限必要な仮設、除却及び原状復旧のための工事 (11) その他市長が必要と認める工事

(別表第3) 第2条第十七号ハ関係

補助対象工事
(1) 内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事 (2) 建具(扉・窓等)の改修工事 (3) 上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事 (4) 台所の改修工事(既存の撤去を含む) (5) トイレの改修工事(既存の撤去を含む) (6) 浴室の改修工事(既存の撤去を含む) (7) 洗面室の改修工事(既存の撤去を含む)

※補助対象外工事

- ・増築、減築に係る工事、外構工事(ライフラインに係る引込工事を除く)、物置等
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニングに係る費用
- ・家財、電化製品等の撤去費
- ・住宅に組み込まれない設備・機器等の設置・交換(例:エアコン、食器洗浄機等)
- ・家電、家具、カーテン・ブラインド類、照明器具
- ・電話、インターネット配線工事
- ・太陽光発電設備や蓄電池の設置工事、家具固定のための器具及び工事
- ・給排水・ガス設備に接続されていない台所流し、浴槽、シャワー設備、洗面設備、ガスコンロ等
- ・専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事(外壁・屋根等の装飾、補修や改修、性能向上が目的ではない個人の趣味・嗜好による塗替え等)
- ・ジャグジー、ミストサウナ、浴室内テレビ、浴室内オーディオ等(ユニットバスの場合は、価格相当分を除く)
- ・他の補助金等の対象となる工事
- ・その他本事業の趣旨に合わない判断される工事

(別表第4) 第4条第5項、第6項関係

住宅再生型		
工事種別	工事内容	工事費用の限度額
省エネ改修	A 居室（建築基準法第2条第4号で規定される「居室」をいう）における窓の断熱改修工事（1以上の居室における外気に接する窓全てを改修するもの）	—
	B 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修工事（部分的な断熱改修工事を含む）	
	C エコ住宅設備（太陽光熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓）のうち、3種類以上を設置する工事	
バリアフリー改修	D 段差解消工事（便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事）	—
	E 廊下幅等の拡張工事（介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事）	
	F 階段の改良工事（既存の階段の撤去を伴うもので、勾配を緩和する工事に限る）	
	G トイレの改良工事（和式便器を撤去し、洋式便器を設置する工事（ただし手すりが設置されているものに限る、材工共・既存の撤去費を含む））	300,000 円/箇所
その他改修	H 内外装（壁、床、天井、屋根等）及び基礎部分の改修工事 建具（扉・窓等）の改修工事 下記以外の項目	35,900 円/㎡
	H 上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事	—
	H 台所の改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	690,000 円/戸
	H トイレの改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	300,000 円/箇所
	H 浴室の改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	690,000 円/戸
	H 洗面室の改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	300,000 円/戸

地域まちづくり型	
工事内容	工事費用の限度額
内外装（壁、床、天井、屋根等）及び基礎部分の改修工事 建具（扉・窓等）の改修工事 下記以外の項目	98,800 円/㎡
上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事	—
台所の改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	690,000 円/箇所
トイレの改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	300,000 円/箇所
浴室の改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	690,000 円/箇所
洗面室の改修工事（材工共・既存の撤去費を含む）	300,000 円/箇所

(別表第5) 必要書類一覧

書類名	第5条	第7条	第5条	第7条	第9条	第11条	第9条	第11条	第9条	第11条	第9条	第11条	第13条	第14条	第28条
	インスペクション		耐震診断 耐震改修設計		住宅再生型				地域まちづくり活用型				変更承認申請	交付変更申請	交付請求
	交付申請	実績報告	交付申請	実績報告	耐震改修工事		性能向上に 資する改修工事		耐震改修工事		地域まちづくりに 資する改修工事				
1 建築年次が確認できる書類 ※1	○		○		○		○		○		○				
2 3か月以上使用されていないことが確認できる書類	○		○		○		○		○		○				
3 補助事業を行う1の建物につき、当該補助事業を行う年度の末日までにその1以上の住戸を除却することが確認できる書類			●		●		●		●		●				
4 建物所有者が確認できる書類 ※2	○		○		○		○		○		○				
5 売買契約書	★		★		★		★		★		★				
6 補助事業の実施に関する建物所有者又は相続権を有する者全員の同意書及び印鑑証明	★※3		★※3		★※3		★※3		★※3		★※3				
					◎		◎		◎		◎				
7 戸籍謄本(被相続人との関係が判るもの)	☆		☆		☆		☆		☆		☆				
8 建物所有者の同意書(貸借し自ら居住又は使用する者が申請者の場合)	○		○		○		○		○		○				
9 委任状(手続きを委任する場合のみ)	○		○		○		○		○		○				
10 補助利用についての確認書	▲		▲		▲		▲		▲		▲				
11 見積書(補助対象部分のわかるもの)【写し】	○		○		◇		◇		○		◇		▼	○	
12 請負契約書【写し】		■		■		○		○		○		○	▼	○	
13 課税(所得)証明書(補助事業者)※4			△		○		○		○		○				
14 住民票(法人以外の申請者の場合)※9	○		○		○		○		○		□				
15 課税(所得)証明書(補助事業者を除く世帯全員)					△		△								
16 市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	○		○		○		○		○		○				
17 前年度の消費税及び地方消費税確定申告書の写し(消費税仕入税額控除を行う場合に限り)	○		○												
18 耐震診断・耐震改修計画の説明について ※5				○	○				○				▼	▼	
19 既存状態の耐震診断書(現地調査写真含む)			*	○	○	◇		○	○	◇			▼	▼	
20 既存住宅状況調査書(現地調査写真含む)	○														
21 改修計画書					○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	▼	▼	
22 付近見取図	○		○		○		○		○		○				
23 建物現況図				■	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	▼	▼	
24 改修計画図(工事の見積書を含む)				■	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	▼	▼	
25 改修後の耐震診断書				■	○	◇		○	○	◇			▼	▼	
26 実績説明書		○		○		○		○		○		○			
27 写真(事業の成果がわかるもの)		○		○		○		○		○		○			
28 建築士の資格証 ※6	○		○	▼	○		○		○		○		▼	▼	
29 既存住宅状況調査技術者の資格証	○	▼													
30 耐震診断技術者の資格証 ※7			○	▼	○		○		○		○		▼	▼	
31 領収証(ない場合は、支払いがわかるもの) ※8		○		○		○		○		○		○			▲
32 補助事業完了明細書		▲		▲		▲		▲		▲		▲			
33 補助事業内訳説明書															▲
34 建築確認済証及び検査済証等【写し】			◆		◆	▽	◆	▽	◆	▽	◆	▽			
35 補助金額算出書	○		○		○		○		○		○		▼	○	
36 補助金交付決定通知書、補助金交付変更決定通知書及び変更承認通知書【写し】		○		○		○		○		○		○	○	○	
37 誓約書(補助要件を満たす空家であること等)	○		○		○		○		○		○		○	○	
38 その他、市長が必要と認めるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ：除却後の建物の各部分が相互に応力を伝えない構造となる場合のみ
 - ★：建物を取得し自ら居住しようとする者が補助事業者となる場合のみ
 - ◎：建物が共有名義である場合又は相続の対象となる場合のみ
 - ☆：建物が相続の対象となる場合のみ
 - ▲：補助事業者が補助金交付の請求及び受領をインスペクション、耐震又は改修業者に委任する場合のみ
 - ◇：第14条第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ
 - ▼：変更があった場合のみ
 - ：耐震診断費補助制度Ⅱ型、または耐震改修設計費補助制度の場合のみ
 - *：耐震改修設計費補助制度の場合のみ
 - △：建物が昭和56年以前に建築された場合のみ
 - ◆：非木造住宅の場合のみ
 - ▽：建築確認申請が必要となる耐震改修工事を行う場合のみ
 - ：補助事業者が非営利団体以外の場合のみ
- ※1：平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類に限る。
 ※2：「1 建築年次が確認できる書類」において、建物所有者が確認できる場合は省略することができる。
 ※3：「4 売買契約書」において、建物所有者の同意が確認できる場合は省略することができる。
 ※4：納税義務がない者であっても、省略することはできない。
 ※5：耐震診断又は耐震改修設計に対して責任を負う耐震診断技術者又は耐震改修設計技術者の記名・捺印及び当該技術者から説明を受けたことを示す補助事業者の記名・捺印のあるものに限る。
 ※6：木造住宅(木質系工業化住宅を除く)の耐震診断技術者が、第2条第7号イ(3)に規定する資格を有する者であり、かつ、建築士事務所に所属する建築士でない場合は省略することができる。
 ※7：耐震改修設計費補助制度の場合は、既存状態の診断をした者の資格証も必要。木質系工業化住宅の場合は省略することができる。
 ※8：建物を取得し自ら居住しようとする者が補助事業者となる場合は、当該建物の取得を確認できるものを含む。
 ※9：耐震改修工事費補助制度の場合は、世帯全員の明記があるものが必要。

☐：耐震改修設計に係る補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度Ⅰ型に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修設計の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。

☐：耐震改修工事に係る補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度Ⅱ型に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修工事の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。